

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 7 年度）

住 所 山梨県南都留郡富士河口湖町小立4837

事業者名 富士急バス株式会社
代表者名 取締役社長 古屋 毅

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・車両の更新に合わせて公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス等の車両の導入を推進する。 (2020～2025年度)	○

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
スロープ付きバス等の利用方法の案内	・スロープ付きバス等の運行状況・利用方法について、パンフレット類、当社ホームページに掲載する。(2020～2025年度) ・自治体や関係団体と協働し、バスの乗り方教室やイベント等の機会を捉えて利用方法について案内を行う。(2020～2025年度)	○

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員教育プログラムへの組込	乗務員の新人研修や集団研修時にスロープ等の使用方法や高齢者、障害者等への接遇に関する教育を実施する。	○

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
スロープ付き車両等である旨の時刻表、パンフレット類、HPへの掲載	・当社が発行する時刻表、パンフレット類、当社ホームページにおいて、スロープ付き車両等の公共交通移動等円滑化基準に適合している車両の運行状況を掲載する。 (2020～2025年度)	○

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員等の知識・技術向上	- 乗務員については新人教育や集合教育において、事務・管理部門の職員については新規採用、異動時等に旅客の接遇に関する教育を実施する。(2020～2025年度) - 運行中における高齢者、障害者等の接遇に関する事例を社内において共有することにより、すべての乗務員の知識、技術の向上を図る。(2020～2025年度)	○

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ウェブサイト掲示やバスロケーションサービス上での表示	ウェブサイトでスロープ付き車両について告知する他、バスロケーションシステム上で、スロープ付き車両の走行位置の表示を実施する。	○

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。 - 当社の安全ＣＳ担当をバリアフリーの主管として、グループ本社・関係会社と連携して推進体制を構築する。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにおいて公表する。

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を 備えたもの	リフトを 備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリフ トを備え たもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリフ トを備え たもの
前年度 車両数	113	105	93	12	0	0	0	8	3	0	0	5	0	0	
年度内に 供用を開 始した 車両数	11	9	9	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	
年度内に 供用を廃 止した 車両数	5	4	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
年度末 車両数	119	110	102	8	0	0	0	9	4	0	0	5	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。